

## 死亡届を出された方へ

### ～在留カード／特別永住者証明書（旧外国人登録証明書）の返納について～

亡くなられた方の在留カード／特別永住者証明書（旧外国人登録証明書）は、死亡の日から14日以内に、親族又は同居者が返納することとされています。

最寄の地方入国管理局（東京入国管理局さいたま出張所、東京入国管理局など）へ持参するか、東京入国管理局おだいば分室へご郵送ください。

#### ※証明書の還付について

◎特別永住者証明書／在留カードの還付を希望される場合は、最寄の地方入国管理局での手続になります。（郵送での手続はできません。）

◎みなし特別永住者証明書（旧外国人登録証明書）をお持ちだった場合は、和光市役所で穿孔処理をして、還付することが可能です。

#### 《証明書の返納先》

##### ■東京入国管理局さいたま出張所（持ち込みによる返納）

埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1　さいたま第2法務総合庁舎1階  
（JR埼京線「与野本町駅」から徒歩10分）

電話　048-851-9671

窓口受付時間：午前9時～午後4時（土・日・休日を除く）

##### ■東京入国管理局（持ち込みによる返納）

東京都港区港南5-5-30

（JR品川駅港南口（東口）都バス◎番乗り場『品川埠頭循環』で「東京入国管理局前」で下車  
又は 東京モノレール又はりんかい線（埼京線乗入）「天王洲アイル駅」から徒歩15分）

電話　03-5796-7111（大代表）

窓口受付時間：午前9時～午後4時（土・日・休日を除く）

##### ■東京入国管理局おだいば分室（郵送による返納）

〒135-0064

東京都江東区青梅2-7-11　東京港湾合同庁舎9階

電話　03-3599-1068